

令和5年7月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年7月31日(月曜日)午後1時30分～

2. 場 所 村民会館1階 ホール

3. 出席委員 14名

1番 川田 忠宏	2番 貞廣 誠也	3番 清遠 典子
	5番 岡村 和紀	6番 松本 明広
7番 國澤 剛	8番 高松 勇一	9番 岡村 真吾
	11番 安岡 志乃	12番 都築 直美
13番 筒井 誠	14番 白石 裕二	15番 山本 伸
	17番 上杉 卓朗	

4. 欠席委員 3名

5. 事務局

事務局長	吉永 卓史
書記	松本 梓

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号40～44）

議案第2号 あっせん申し出について 1件

議案第3号 非農地証明願 1件

議案第4号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 7 月定例会を開催します。本日の出席委員は 14 名で、欠席委員は 3 名です。出席農業委員 12 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は貞廣誠也委員と清遠典子委員にお願いします。

議 長 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題とします。

第 1 号議案 　　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の改訂による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定。

　　受付番号 40 番

　　大字和食字八反田 甲 4850 番、地目は田、面積 841 m²。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R5 年 7 月 1 日から R10 年 6 月 30 日までの 5 年。作付けはナス、賃借料は 3 俵/10a。

　　受付番号 41 番

　　大字和食字八反田 甲 4851 番、地目は田、面積 1,487 m²。譲渡人は高知市秦南町の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R5 年 7 月 1 日から R10 年 6 月 30 日までの 5 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

　　受付番号 43 番

　　大字西分字四反田 甲 5583 番、地目は田、面積 2,737 m²。譲渡人は宮城県仙台市太白区の〇〇さん、譲受人は高知市丸ノ内の〇〇さん。所有権移転で売買対価は 5,790,000 円、移転時期は R5 年 8 月 7 日。

　　受付番号 44 番

　　大字和食字横田 甲 4930 番、地目は田、面積 763 m²、甲 4931 番、地目は田、面積 1,031 m²、甲 4932 番、地目は田、面積 512 m²。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。期間は R5 年 8 月 1 日から R15 年 7 月 31 日までの 10 年。作付けはナス、賃借料は 6 俵/10a。

議 長 　　第 1 号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定4件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第2号議案 あっせん申し出について議題とします。

第2号議案 あっせん申し出について

受付番号1 申請人である芸西村西分の〇〇さんより、大字和食字中千原甲4698番、地目は田、面積316㎡、甲4699番、地目は田、面積312㎡、甲4700番、地目は田、面積1,230㎡の土地を貸したいと申し出。現在の耕作者は資料の通りになっております。

議 長 事務局案ではあっせん委員は、西笛委員、山崎委員になりますがいかがでしょうか。

事務局 西笛委員、山崎委員は本日欠席のため連絡します。

議 長 続きまして第3号議案 非農地証明願について議題とします。

第3号議案 非農地証明願について

受付番号1 申請人は〇〇さん。土地の所在は大字西分字土橋乙414番、台帳地目は畑、現況地目は原野、転用面積は293㎡、乙426番、台帳地目は畑、現況地目は原野、転用面積は1,191㎡、字一軒家乙462番、台帳地目は畑、現況地目は原野、転用面積は294㎡。申請理由は、平成5年月日不詳から耕作の用に供さず、原野となり、現在に至る。7月28(金)に会長、清遠典子委員、白石裕二委員、事務局にて現地確認。

議 長 それではお謀りします。第3号議案 非農地証明願について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第3号議案 非農地証明願については許可いたします。

議 長 続きますして第 4 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませんか。なければ、これで 7 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 00 分)

議事録署名委員

貞廣 誠也

議事録署名委員

清遠 典子
